

令和8年3月11日  
生活再建支援課長 東崎  
内線 6320  
外線 076-225-1982

## 令和6年奥能登豪雨に係る応急仮設住宅の 供与期間の延長について

令和6年奥能登豪雨で住宅に大きな被害を受けた方に対して提供している  
応急仮設住宅について、別紙のとおり供与期間を延長することとしたのでお  
知らせします。

## 令和6年奥能登豪雨に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関し、国との協議を経て、今般、供与期間を延長することとした。
- これにより、入居者のみなさまにおかれては、やむを得ない理由により応急仮設住宅の供与期間内に新たな住まいの確保ができない場合には、引き続き1年を超えない範囲での応急仮設住宅への入居が可能となる。
- 今後とも、入居者のみなさまの状況に応じて、応急仮設住宅の供与期間の更なる延長について国と協議していく。

## 1 対象市(被災元市)

輪島市、珠洲市

(上記2市のほか、災害救助法の適用を受けている七尾市、志賀町、穴水町、能登町に応急仮設住宅の供与はない)

## 2 供与期間

令和6年奥能登豪雨により災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されている者のうち、やむを得ない理由により、応急仮設住宅の供与期間内に退去できない者について、供与期間を2年から3年に延長する。

→ 建設型応急住宅：建築工事の完成から2年の供与期間を3年に延長

賃貸型応急住宅：入居の日から2年の供与期間を3年に延長

## 3 今後の対応について

- ・市から応急仮設住宅の入居者に、延長要件を示した延長申出書などを順次送付
- ・入居者が市に郵送で回答
- ・県及び市が延長理由を確認した上で、その結果を入居者に通知

#### 4 応急仮設住宅の延長要件について

再建方法	やむを得ない理由（延長要件）
自宅再建※1	① 自宅再建を決めているが、業者の確保が困難で契約に至っておらず、まだ工事に着手できないため ② 自宅再建を決めており、業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込みであるため ③ 自宅再建を決めているが、公共事業等の関係から再建を進められないため など
民間賃貸住宅	被災元市町（能登地域※2に限る）の民間賃貸住宅等へ入居したいが、物件が見つからないため など
公営住宅	復興（災害）公営住宅に入居したいが、供与期間内で建設されていないため など
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていないため、仮設住宅の供与期間に退去できないため など

※1 令和7年6月に供与期間を延長した令和6年能登半島地震の応急仮設住宅では、「自宅再建を決めているが、解体工事が終わらない」ことを延長要件のひとつとしていたが、現在、公費解体は完了していることから、本件においては、延長要件とはしていない

※2 能登地域：宝達志水町以北の9市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町）